

## 令和7年度 一般会計歳出 第3款2項1目 12節(4)企画調査その他委託費

受付 番号	種目番号	連絡先	担当 こども家庭支援課こども家庭係 担当者名 山口 電話 978-2459
-------	------	-----	---

## 設 計 書

- 1 事業名 青葉区こども家庭支援課見守り保育実施委託
- 2 履行場所 青葉区市ヶ尾町31番地4
- 3 履行期間 令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで
- 4 契約区分 確定契約
- 5 その他特記事項
- 6 現場説明 不要
- 7 事業概要 青葉区役所庁舎内2階37番青葉区こども家庭支援課窓口脇スペースにおいて次の事業を行う。
- 見守り保育事業
- 8 部分払 ■する (12回)
- しない

部分払の基準					
業務内容	履行予定月	数量	単位	単価	金額
青葉区こども家庭支援課見守り保育実施 委託	4月	1	月		
	5月	1	月		
	6月	1	月		
	7月	1	月		
	8月	1	月		
	9月	1	月		
	10月	1	月		
	11月	1	月		
	12月	1	月		
	1月	1	月		
	2月	1	月		
	3月	1	月		
<u>設計金額</u>					
内訳 <u>事業価格</u>					
<u>消費税相当額</u>					

## 仕様書

### 1 委託名

青葉区こども家庭支援課見守り保育実施委託

### 2 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとする。

### 3 履行場所

青葉区役所庁舎内 2階37番青葉区こども家庭支援課窓口脇スペース（以下「実施スペース」とする。）

### 4 委託業務内容

実施スペースにおける窓口来庁者のための見守り保育

なお、実施にあたっては、青葉区こども家庭支援課見守り保育実施要綱に基づいて行うこととし、関係法令を遵守すること

### 5 従事日時

実施スペースにおける見守り保育に従事する者が従事する日時は、以下のとおりとする。

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）を除き、委託者の指定する日の午前10時から午後3時までとし、従事日数は、原則週3回（4月、5月、10月、3月においては週3～5回）、年間合計166日とする。

### 6 業務内容の詳細

#### (1) 実施スペースにおける窓口来庁者のための見守り保育

##### ア 実施スペースでの見守り保育業務

###### (ア) 従事者の配置人数

原則1名以上の配置とする。

###### (イ) 利用対象者

原則として、窓口来庁者と同伴の未就学児童（以下「児童」という。）とする。

ただし、体調の悪い児童や感染症の疑いのある児童を除く。

なお、原則として、窓口来庁者は、児童が見える範囲で手続き等を行うものとする。

###### (ウ) 遊具等の備品管理

実施スペース等の遊具等の備品は、感染予防対策として消毒を徹底するなど特に衛生保持に努めるとともに、常に破損の有無を確認し、修繕・廃棄の必要がある場合は委託者に報告すること

##### イ 情報提供

(ア) 保護者から子育て情報等の問い合わせを受けた場合には、地域資源等を適切に案内すること

(イ) その他手続きに関すること、又は不明な点については委託者へつなぐこと  
ウ 区との連携

見守り保育を実施していく上で、児童の状況や親子関係で気づいた点があれば委託者に報告すること

(2) 保険への加入

実施スペース運営事業の実施上の瑕疵により、利用者その他第三者も損害を与えた場合にはその損害を賠償すること。このため、必要な範囲で損害賠償等の保険に加入すること

7 実績報告

受託者は、実施日・利用児童数・利用時間帯を記録した実績報告書をひと月毎に作成し、翌月の 20 日（区役所閉庁の場合は、翌開庁日）までに委託者に提出すること

8 経費の返還

受託者は、委託契約約款第 17 条第 1 項及び第 2 項の規定により契約の履行を一時中止した場合においては、執行することのなかった経費を返還すること

9 個人情報の保護

(1) 受託者及び業務従事者は、本業務の実施により知り得た秘密及び委託者の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない

(2) 前項の規定は、本業務の終了後においても同様とする

(3) 受託者は業務従事者に対して個人情報保護の研修を実施し、従事者の一覧と研修報告書を委託者に提出すること

10 その他

受託者は、本事業の遂行にあたり、この仕様に定める事項のほか必要に応じて、別途委託者と協議することとする

## 青葉区こども家庭支援課見守り保育実施要綱

制 定 令和2年2月21日 青こ第3493号(区長決裁)

### (趣旨)

第1条 この要綱は、青葉区こども家庭支援課窓口（以下「窓口」とする。）に乳幼児を連れて来庁する区民が、相談や手続き等に専念できるよう、窓口脇スペース（以下「実施スペース」とする。）で青葉区が実施する見守り保育について、必要な事項を定める。

### (管理及び実施)

第2条 実施スペースの管理は、こども家庭支援課が行う。見守り保育の実施は、前条に掲げる趣旨を達成することができ、継続的かつ安定的な実施が可能な団体（以下「運営団体」という。）に委託するものとする。

### (実施内容)

第3条 実施スペースにおいて、窓口に保護者と来庁した乳幼児の見守り保育を実施する。

### (見守り保育対象者)

第4条 対象となる乳幼児は、原則として、窓口来庁者と同伴の未就学児童（以下「児童」という。）とする。ただし、体調の悪い児童や感染症の疑いのある児童を除く。

2 原則として、保護者は、児童が見える範囲で手続き等を行うものとする。

### (実施日等)

第5条 見守り保育を実施する日は、次に掲げる日を除き、こども家庭支援課の指定する日とする。ただし、区長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 年末年始（12月29日から1月3日まで）

2 見守り保育を実施する時間は、午前10時から午後3時までとし、利用者1人当たりの利用時間は、窓口利用等に要する時間内とする。

3 実施中の事故等については、運営団体が加入する保険で対応する。なお、保険加入にかかる費用については運営団体が負担する。

### (実施の報告)

第6条 運営団体は、実施日・利用児童数・利用時間帯を記録した実績報告書をひと月毎に作成し、翌月の20日（区役所閉庁の場合は、翌開庁日）までにこども家庭支援課に提出

する。

(利用の制限)

第7条 次に該当する場合には、見守り保育の利用を認めないことができる。また利用中であっても利用を中止することができる。

- (1) 児童又は保護者が第4条に規定する要件に該当しないと認められるとき
- (2) その他、第1条に掲げる趣旨に照らし利用を不適当と認めたとき

(その他)

第8条 その他この要綱の施行に関し必要な事項は区長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。